

相次ぐ災害の復旧対策体制の強化、市町村と連携した支援を

【ばば議員】

日本共産党の馬場紘平です。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問します。初めに、災害の変化に見合った行政機関の配置と体制の強化、災害復旧への府の支援の強化についてです。

この夏も本府をはじめ全国で、大雨や台風による被害が相次いでいます。特に、台風7号では福知山市、舞鶴市、綾部市などを中心に床上・床下浸水などの住宅被害が400戸を超えています。さらに、農業被害や商業被害など多くの被害が発生しました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧にむけてご尽力いただいている各種団体、ボランティア、行政職員の皆様に感謝申し上げます。

我が党議員団は、これまでから府内はもちろん全国の被災地での災害ボランティア参加など、災害復旧に微力ながら力を尽くすとともに、被災の実態などについて現地で直接つかむ努力を重ねてきました。8月16日、17日の両日、北中部と南部の被災状況を現地で確認するとともに、8月2日には秋田市に、8月20日には舞鶴市に災害ボランティアとして私も参加してまいりました。

舞鶴市久田美地区では、地区を流れる久田美川や水路などを山からの大量の土砂と流木などが埋め尽くし、地区全体に土砂を含んだ水が押し寄せ床上浸水14戸、床下浸水約30戸、車が3台流出したものの奇跡的に人的被害はありませんでした。地域では、「これまでは由良川に近いもつと下流の地域で水がつくようなことはあったが、上流地域でのこうした被害は経験したことがない」とのことでした。

今回の府北中部地域の台風被害は、極めて局所的に異常な短時間降雨が降ったことで、山の崩壊に伴う大量の土砂・流木が集落を襲うという、これまでの由良川周辺の災害とは様相が大きく変わっています。国連事務総長が「温暖化を超えて灼熱化の時代を迎えている」と警鐘を鳴らしていますが、気候変動が災害についてもこれまでの常識が通用しない事態を引き起こす時代に入っています。府民のいのちや暮らしを守るため、防災対策の進め方や復旧・復興の対策など抜本的な対策が求められています。

そこで伺います。今回の中北部の台風被害のように、山間部の被害状況がどうなっているのか、その対策を急ぐ必要があるときに、林務事務所は京都市内に一カ所、各広域振興局に配置されている森づくり振興課も統廃合の影響でエリアも広域になっており、日常的に山林の状況を把握するという点では極めて不十分です。これまでも、土木事務所などの配置の見直し、体制の強化を求めてまいりましたが、災害の様相が大きく変化していることが明らかになっている中で、集約化してきた広域振興局を元に戻すこと、その際には森づくり振興課など必要な体制の強化・拡充をはかることなど、地域振興局が地域の災害対策に継続的に当たることを出来るようにすべきと考えます。知事のご所見をお聞かせください。

災害復旧について、代表質問で我が党浜田議員からも質問がありましたが、私もボランティアとしても地域を見た立場から、いくつか伺います。

一つは、宅地や農地などの民地に流れ込んだ土砂や流木の撤去への支援についてです。河川や道路などについては、災害協定を結んでいる地元建設業者などにより、早急に対策していただいています。しかし、被害を受けた住宅では災害ボランティアの協力も得ながら再建が進められていますが、敷地内には大量の土砂やお宅によっては流木などが、手の付けられないところも残されています。地域交響プロジェクト交付金で土砂やがれき撤去の際の自治会などへの支援は存在しますが、被害の規模を考えるととても十分とは言えません。そこで伺います。特に大きな流木の撤去などは、二次被害を伴う危険もあります。広島市では、堆積土砂排除事業や災害等廃棄物処理事業など国の補助事業を活用しながら、対象とならない部分も独自予算で対応することを基本方針に定め、平成30年7月豪雨、令和3年8月豪雨の際には、高齢者や障害のある方など、自力での撤去が困難な場合に行政が土砂・がれきの撤去などへの支援が実施をされています。本府としても市町村と連携し必要な支援策を検討すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

二つ目に、全国で災害が頻発する中、災害ボランティアに参加するたびにボランティアの絶対数が不足していると感じます。特に、災害が発生したあとしばらくはテレビなどでも報道がされますが、時間と共に報道など情報が減少し被災地の状況が分かりにくくなることも一つの要因だと感じています。秋田市の災害ボランティアセンターでは、一度ボランティアに参加いただいた方に対して、継続的に情報を発信しボランティア参加を募る取り組みをされています。府としても各自治体や社会福祉協議会とも連携し、被災地の情報発信とボランティア確保の取り組みを進めるべきと考えますがいかがですか。

【西脇知事・答弁】

災害の変化に見合った行政機関の配置と体制強化についてでございます。地域における災害対応の中心的役割を担う土木事務所や保健所などにつきましては、平成16年5月の振興局再編時に集約化拠点化し、広域振興局の組織として位置付けることで、広域的な災害にも現地現場で即応できる機動性や、手厚い執行体制が確保できるよう見直したところでございます。そうした中でこれまでの自然災害や新型コロナへの対応におきましても、迅速に職員の応援体制が構築できるなど、広域化のメリットが生かされたものと考えております。

また、土木事務所の技術職員につきましては、3年連続して被災する前の平成24年度と比較して、現在では19名増員するなど再編後も必要な体制強化を図っているところでございます。自然災害が全国的に激甚化、頻発化する中であっても、再編のメリットを生かし、必要なエリアに機動的に職員を動員するなど、引き続き府民の安心安全の確保に向け、執行体制を構築してまいりたいと考えております。

【長谷川健康福祉部長・答弁】

ボランティア確保のとりくみについてでございます。近年地震や台風、豪雨など、大規模な災害が頻発する中、被災地の復旧支援を行う災害ボランティアの活動はますます重要となっております。このため、京都府では社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等々と連携して、平成17年に全国に先駆けて、京都府災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの育成や災害時の活動支援などを取り組んできたところでございます。先の台風第7号におきましても、災害発生の翌日から先遣隊や応援職員を現地に派遣するとともに、福知山市、舞鶴市、綾部市の各災害ボランティアセンターと連携して、ホームページやSNSを活用した災害ボランティアの

募集・広報を行ってまいりました。合わせて被災地へのボランティア派遣バスの運行支援や、復旧活動に必要な資機材等の支援を行った結果、府内各地から延べ 2,000 名を超える方々に災害ボランティア活動にご参加いただき、迅速な復旧につながることができました。今後もこうした活動の状況や成果を、地域の防災研修などで広く共有していくことにより、ボランティアの確保や災害時の迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

【浜田建設交通部長・答弁】

災害時における民有地への流木や土砂の撤去にかかる支援についてでございます。議員ご指摘の民有地における流木や土砂などの撤去を対象とする現在の国の制度といたしましては、住家における土砂等の撤去を対象とする内閣府所管の災害救助法に基づく国庫負担制度、市街地等の宅地における土砂等の撤去を対象とする国土交通省所管の堆積土砂排除事業、農地等における土砂等の撤去を対象とする農林水産省所管の農地農業用施設災害復旧事業などがあり、これまで被災の状況に応じて市町村等が適宜制度を活用してきたところでございます。

京都府では今回の災害において、被災された方々の日常を 1 日も早く取り戻すため、地域交響プロジェクト交付金の被災地支援プログラムによって、地域住民やボランティアなどが実施する流木や土砂の撤去を含む、緊急的な復旧活動の経費に対し支援しているところでございます。京都府といたしましては、今後とも災害時における民有地への流木や土砂の撤去を迅速に実施できるよう、市町村による国の制度の活用をサポートするとともに、災害の状況に応じた支援策も実施してまいります。

振興局を元に戻し体制を強化せよ、要件に関わらず被害全てに支援を

【ばば議員・再質問】ご答弁を頂きました。1 つは浜田議員の代表質問で、地域再建被災者支援制度について、その拡充の必要性については、今回の災害は研究材料と考えているという答弁がありました。まずこの点については、さらに今回の災害でも使えるように、いち早い対応をお願いしておきたいと思っております。同時に振興局の体制などについては、この間体制の強化などでできているというお話がありましたけれども、今度の災害を見ていまして、やはりそれまでの日常的な対応であったり、また一定のスパンを持った対策がどうしても必要で、そうしたところについては、やはりこの間の広域化などによって非常に困難が大きくなっていると、私は思っています。そういった意味では振興局を元に戻すことと一体の体制の強化、これについては改めて強く求めておきたいと思っております。

土砂や流木の撤去について、特別の対策については再質問したいと思っております。様々制度の紹介がありましたけれども、例示をさせていただいた広島市のポイントというのは、国の制度の対象になるとか、適用になるとか、こうしたことには関わらずに支援を行っておられるというのがポイントでして、規模や要件で使える使えないということが出ないように、どの被害でもしっかりと支えるということがポイントになっています。ぜひとも府としても、こうした全国の努力には学んでいただきたいという観点での質問です。そうしたことについて、もう一度ご答弁いただきたいと思っております。

【浜田建設交通部長・再答弁】

土砂の撤去にかかる支援制度についてでございます。国の制度には先ほど申し述べました国交省所管の堆積土砂排除事業、農水省所管の農地農業用施設災害復旧事業などがございまして、等の中に、ご指摘の環境省所管の災害等廃棄物処理事業などがございます。

いずれも大規模な自然災害に際しまして、二次災害の防止などの観点から、所有者のみではなく一定の要件に基づき国などが支援するものであり、様々な災害を経験して進化をしてきているものと認識しております。京都府といたしましても、こうした国の制度の適用基準に満たない場合におきましても、先ほど申し上げました地域交響プロジェクト交付金により支援を行うなどの取り組みをしてきているところでございますが、国と市町村の制度にかかる議論や進化の状況も注視しながら、行政支援のあり方について研究材料としてまいりたいと考えております。

【馬場議員・指摘要望】

やはり気候の変動などによって災害の様相が大きく変わっているということをまずは認識をしていただく必要があると思いますし、そうした中で府民の命や暮らしを守るということはもちろん、地域のコミュニティを守るということが行政には大きく問われています。求められている役割に応えることができるようにするためには、振興局を元に戻すことと一体の体制強化、私はこれは不可欠だというふうに思いますし、同時に暮らしを再建することが見通せるような支援策をしっかりと拡充していくことが必要だと思いますので、その点については改めて求めておきたいと思います。

公共事業の現場で働く労働者に届く具体的な賃上げの手立てを

【ばば議員・質問】

次に、地域の建設業者などの確保・育成についてお聞きします。

これまでから指摘されてきた、建設現場の技能労働者不足はさらに深刻さを増し、地場ゼネコンなどでお話を聞きますと、現場労働者がピーク時から30%以上減り、しかも60歳以上が25%という実態から、10年と言わずに業界が持つのかという不安の声は大きくなっています。そうした中で、2025年4月に大阪で開幕が予定されています万博のパビリオン建設が大きく遅れる中で、日本国際博覧会協会が万博のパビリオン建設については、2024年4月から適用される残業時間規制を除外してほしいとの要請をおこなっていることや、維新の会の藤田幹事長が記者会見で「許容してもよいのではないか」と述べたことが報道されています。高騰や不足が深刻になっている資材や人手を万博に集中することにもつながりますし、到底認められるものではありません。本来、残業代規制を実効性あるものにするために、遅れている賃上げへの取り組みの強化こそ政治に求められるものではないでしょうか。

全京都建築労働組合が毎年実施している賃金アンケートの昨年の結果を見ますと、11年連続で引き上げられ、2015年比で55%以上上がった設計労務単価の一方で、一人親方でも労働者でも賃金は数%しか上がっていません。知事は、予算特別委員会の総括質疑で、「できる限り現場で働いている方に資金を流す、そうした姿勢で仕組みを構築していくことが重要だと思っております」と答弁されていますが、全く具体的な対策は進んでいません。なぜ取り組まないのか、お答えください。

災害ボランティアでおとずれた秋田市でも舞鶴市でも、地域の土木建設業の皆さんが、重機を

出して復旧にご尽力いただいている姿がありました。舞鶴市久田美地区で被災した工務店の方は、作業場の機械類の被害など数百万円に上るかもしれない状況で、同じ地区内のかかりかけの現場を「早く仕上げないといけない」と自らの被害よりも、地域の方の暮らしを支える仕事に目を向け、そんな話をしている最中にも、「排水溝が詰まったみたいなんだけれども見てくれないか」と地域の方から声がかかり、すぐに現場へと向かわれました。生活をするうえで地域にとって欠かすことのできない存在だということを改めて再認識させられました。地域で安心して住み続けるためには、業者の育成確保は欠かすことは出来ません。その育成に行政としても責任を持って取り組むことが求められています。だからこそ、京都府自らが少なくとも公共事業の現場で、いったいどんな働き方になっているのか、賃金水準はどうなっているのか独自に調査すべきだと考えます。

全国では、公共事業の独自の実態調査を行っている自治体があります。旭川市では、設計金額500万円以上の建設工事について毎年独自の実態調査が行われ、各職種の平均年齢、平均経験年数、労働者賃金単価の平均額・最高額・最低額、設計労務単価との比較など業界の実態や賃金を含む労働環境がどうなっているのか、ホームページにも結果を公表し明らかにしています。2022年の結果を見ますと、前年比で平均労働者賃金単価は659円、4.8%上がっているものの、設計労務単価が1,389円、7.1%上がったため、設計労務単価比では70.4%から68.8%に低下したことがわかります。

そこで伺います。実態がどうなっているのか、実態が伴っていないのであればその原因は何なのか。京都府として、事業者にも協力いただいてまずは実態を掴む独自調査をするべきと考えますが、改めてご所見をお聞かせください。

適正化委員会設置、賃金条項含む公契約条例をつくれ

【ばば議員・質問】

建設業に限らず、労働者賃金の引き上げの必要性は、もはや議論の余地はありません。それをどう実現するのか、知事は「賃上げできる環境を作ることが大切」と答弁されてきました。しかし、その具体化は、伴走支援など実際には一部の企業への支援にとどまっています。小規模工事等希望者登録制度など入札参加業者の枠を超えて地域の事業者へ仕事を回す仕組みや、府の応援条例のような制度を並べた条例ではなく中小企業振興基本条例のように、行政や大企業の責務も盛り込んだ中小企業振興をあらゆる政策の中心に置くような理念条例の制定など、全国の取り組みにもっと学ぶべきだと考えます。さらに、こうした取り組みと同時に重要なのが、賃金条項を含む公契約条例の制定だと考えます。6月議会で我が党森議員の質問に対して、「民間への影響も含めて慎重に考えるべき」「国の調査に基づき設計労務単価が引き上げられている」などと答弁がありました。東京都世田谷区では、2015年4月から公契約条例を実施しています。世田谷区の条例は、労働者報酬の下限額を定めていますが、罰則はなく強制力はありません。しかし、条例で設置が明記されている「公契約適正化委員会」には、事業者・労働者の代表に加え、学識経験者、区民が参加をし、委員会には労働者報酬下限額を検討する専門部会が設置をされています。その委員会の提言を受け、区として労働者報酬の下限額を示し、50万円以上のすべての契約について、事業者チェックシートで報告を求めています。さらに、下限額は、区職員の高卒初任給に期末手当を加え時給換算した額を目標に毎年少しずつ引き上げ、実施から8年で最も低い労働者報酬

下限額は1,230円と、東京都の最低賃金額である現行の1,072円、10月以降の1,113円のどちらにも上回っています。

条例を実施する世田谷区は、区職員についてはアルバイト職員に至るまで労働者下限額を適用するとともに、下限額にどう実効性を持たせていくのか、総合評価方式の評価の見直しを含む入札制度の改革など、適正化委員会の答申も受けながら、取り組みを進めておられます。

そこで伺います。賃金条項含む公契約条例の制定は、全国の取り組みにもみられるように、賃上げはもちろん、事業者、労働者、住民などを含む委員会の設置、罰則に限らない実効性をどう持たせるのか、など地元企業の育成や内発的な産業政策に結びつける取り組みとして進められています。全国の自治体が取り組んでいる中身についてもしっかりと検討し、府として賃金条項を含む公契約条例の制定に一步踏み出すことが必要と考えますが、ご所見をお聞かせください。

【吉井総務部長・答弁】

賃金情報を含む公契約条例の制定についてでございます。労働者の賃金等の労働条件は労働関係法令の下で、労使が自主的に決定することとされておりまして、最低賃金法とは別に、条例などで賃金の基準を新たに設けることにつきましては、慎重に対応することが必要であると考えております。

一方で、地域経済の発展ですとか、適切な労働環境の確保を図ることは、京都府としても取り組んでいくべき課題と認識しており、外部有識者による委員会や建設業関係団体の意見などをお聞きしながら、公契約大綱に基づき、社会経済情勢に即応した入札制度の見直しなどを図ってきたところでございます。

いずれにしても労働者の賃金問題は公契約のみならず、私契約を含めた統一的な見地からナショナルミニマムとして法制度の中で対応されるべきものであると考えております。

なお建設業に関しましては、先般、国の審議会におきまして適切な労務費等の確保や、賃金行き渡りの担保、請負契約の透明化による適切なリスク分担などを柱とする中間取りまとめが行われ、建設業法の改正も視野に入れた検討が行われているところであり、こうした国の動きについても注視してまいりたいと考えております。

【浜田建設交通部長・答弁】

建設労働者の賃金についてでございます。建設業は社会資本整備の担い手であり、また近年激甚化・頻発化する災害時には、現場の第一線で奮闘いただく地域の守り手でもございます。建設業界の皆様が担い手を確保・育成していくためには、建設労働者の適正な賃金水準の確保を含めた処遇改善が必要と考えております。そのため京都府では企業が適正な利潤を確保することで、建設労働者の賃金水準を改善できる環境整備に努めるとともに、元請け業者、下請け業者それぞれの関係者が、適正な請負代金で契約することを関係団体に要請してきたところでございます。具体的には、適正な価格で契約するために最新の単価や積算基準を公示価格に速やかに適用する、ダンピング受注による下請け業界へのしわ寄せ等を防止するために、適正な最低制限価格等を設定する、府内企業の利潤確保につなげるために原則府内企業を対象に発注する、重層的な下請け構造による間接費の増加を防止するために、下請け次数を制限するなどの仕組みを構築し、運用してきたところでございます。

これらの結果としての公契約の実態でございますが、平均落札率につきましては、平成20年度

の81.1%から令和4年度の90.7%へと上昇し、ダンピング対策が進展している。下請け回数につきましては、土木工事で2次まで、現地工事で3次までをおおむね達成し、下請けの重層化が抑制できているなど、取り組みの効果が見られます。引き続き、これらの取り組みは粘り強く推進し、建設労働者の処遇改善につなげてまいりたいと考えております。

次に調査についてでございます。まず京都府ではこれまでから、公共工事の入札状況など公契約の実態を調査しておりまして、その結果を第三者委員会に報告し評価や検証を行っているところでございます。また、設計労務単価につきましては、京都府ではこれまでから国と歩調を合わせて、公共工事に従事した建設労働者に対する賃金の支払い実態などを調査しており、調査の結果、賃金が上昇している実態を踏まえ、11年連続で引き上げてきたところでございます。

一方で、建設労働者の賃金につきましては、個人の経験、知識、技能、マネジメント能力や企業の経営状況等に応じて、労使間で総合的に決められるものであり、設計労務単価と必ずしも一致するものではございません。

京都府といたしましては、建設労働者の賃金水準の上昇が、設計労務単価の上昇を通じて企業の適正な利潤の確保、賃金水準のさらなる上昇につながる好循環が継続するよう、元請け業者、下請け業者それぞれの関係者が適正な請負代金で契約することを、引き続き国とともに関係団体に要請してまいりたいと考えております。

資材高騰などの事態が起こるなか、現場の独自調査をおこなうべき

【ばば議員・再質問】

ご答弁をいただきました。最初に総務部長から様々ありまして、国が今新しい対策をしようということがあって、そういったものも注視をしていきたいということがありましたけれども、そういった状況ではもうすでにないというふうに思うんですね。地場のゼネコンの話、先ほど紹介しましたけれども、このまま行けば10年と言わず業界が持つのかというような状況になっていますので、そういった意味では京都府として今何を打つのか、どういった手立てを打つのか、ということが問われているんだということを、まずは認識をしていただきたいというふうに思います。

適正な単価の支払いが必要だということは、建設交通部長からもお話がありましたけれども、ただそれが大綱を実施して様々取り組みをしているんだけれども、実際そこが追いついていないから、厳しい状況が現場にあるということ、まずは見ていただかなければいけないんじゃないかなという風に思っています。特に今これだけ対策を打ってきたけれども、状況がなかなか改善をしないし、さらに言えば、そこに物価高騰・資材高騰などが追い打ちをかけていると新たな事態があるわけですから、今こそ独自の調査を京都府としてすべきではないかというふうに思います。この点については再答弁をいただきたいと思っております。

賃金条項を含む公契約条例については、これまで通りの答弁が一部あったんですけれども、そういうことではなくて、地域経済の対策として、こうしたものを有効に働かせている地域があるではないか、ということが今回の質問の肝として、物価高騰や人手不足、価格転嫁などが大きな課題になっているなかで、賃金条項が適正な賃金をどう実現するのかということを通じて、地域経済や住民の暮らしをどうやって守り発展させていくのかという重要な役割が全国では発揮をされている。こういった状況の中ですから、そこで再質問としては、では賃金条項が持つ意味っていうのを、どのように考えているのか、またその必要性についてはどのように考えているのかお

聞かせを頂きたいと思います。

【吉井総務部長・再答弁】

馬場議員の再質問にお答えをさせていただきます。賃金条項が持つ意味ということのご指示だったかと存じます。

議員ご指摘の通り、全国の一部の地方団体におきましては賃金条項を含みます公契約条例が制定されているということは承知をしております。建設業の賃金引き上げにとりくむよう担保する手法として、条例ということを選択して、それをやっている自治体があるということだと思っておりますけれども、京都府におきましては建設業における賃金については重要な課題と認識しているものの、平成24年に公正な競争、地域経済への配慮、安心安全の確保、バランスのとれた入札制度を構築するため公契約大綱を制定してございます。この公契約大綱に基づきまして、府内の建設企業の経営体質強化に取り組みまして、賃上げができる環境整備に努めているところでございます。

【浜田建設交通部長・再答弁】

馬場議員の再質問にお答えいたします。実態調査についてでございます。設計労務単価の設定に当たりましては、公共事業労務費調査を毎年10月に国と都道府県などの発注者が、全国一斉に実施するほか、必要に応じて任意の月にも実施しております。下請けも含めた労働者を対象に、基本給だけでなく、臨時手当なども含めて、賃金台帳などと照合しながら綿密な調査を行っているところでございます。調査結果を踏まえ、令和5年度の単価につきまして国では約5.2%のところ、京都府では約6.6%の引き上げを行いました。

京都府といたしましては、引き続き国と歩調を合わせて公共工事に従事した建設労働者に対する賃金の支払い実態などを調査してまいりたいと考えております。

【ばば議員・指摘要望】

ご答弁をいただきましたけれども、やはり今の現場の実態と、求められているものとはだいぶ乖離があるのかなというふうに思っています。公契約大綱でこの間やってきていると、これ建設の現場だけですけれども、それで改善していないですよ、ということをおっしゃっていただいている、さらに先ほど入札率も上がってきているという話もありましたけれども、くじ引きがものすごく今増えてきております。こういった状況も踏まえて本当にこの対策このまま続けていくだけでいいのかということ、現場の実態も踏まえて考えていただく必要があるというふうに思います。

2021年の6月に府議会で全会一致の意見書が採択をされまして、京都府の地方最低賃金審議会でのこの間の答申、こうしたものを見ましても、議会でも労使でも中小企業支援と一体に賃上げと、こうした意見は一致をしていると私は思っています。特に最低賃金付近で働く非正規雇用率が他府県に比べて高い京都で、どうこれを実現していくのか、知事にも鋭く問われていると、このことは指摘をしておかなければいけないし、そのためにも実態調査、賃金条項を含む公契約条例の実施は極めて重要だとその点は改めて指摘をしておきたいというふうに思います。

地元伏見区の港オアシス整備にあたっては地域の声をよく聞いて

最後に、地元伏見区の課題について1点要望します。今年度予算には伏見港の港オアシスに関連して、十石船乗場などの移設の詳細設計の費用などが含まれています。十石船乗場の周辺は、これまでから桜のシーズンなど非常に多くの観光客が来られることで、地域の生活道路にまで人や車が押し寄せ、地域の方の通行が困難になるなど影響が広がってまいりました。周辺の狭隘な道路、周辺の住宅街の広大な未舗装道路などを合わせて整備することを求める声が広くあります。いよいよ関連整備が具体化されようとする中で、京都市とも連携をして、こうした声をどう実現していくのか、そのためには、まず広く地域の声を直接聞く場を設けるなど、積極的な対応をしていただくこと、この点を要望して、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。